

## よくあるご質問について

### Q 法改正後の初回支給はいつですか？

A 令和6年10月分から新制度が開始します。  
初回支給は令和6年12月10日（火）となります。

### Q 所得制限撤廃後の受給者は父・母どちらでも良いですか？

A 原則生計を維持する程度の高い方（所得の高い方）が受給者となります。

### Q 子どもを養育しているとはどういうことですか？

子どもを監護し、生計が同一である場合を指します。

A ●監護…子どもと同居し、面倒をみている状態。または、別居はしているが、定期的な連絡、面会を行っている状態を指します。

●生計が同一…生活費や学費等を負担している場合や、食料品や生活必需品等の仕送り等を行っている状態を指します。

### Q 児童手当の受取口座を配偶者や子ども名義の口座にできますか？

A 児童手当の受取口座は受給者本人の口座に限ります。

### Q 所得制限により支給停止となっていましたが、今回対象となりますか？

A 法改正により所得制限が撤廃されますので、対象児童を養育している場合は、対象となります。但し、別途申請が必要です。

### Q 16歳の子どもを養育していますが、高校に通ってなくても児童手当の対象となりますか？

A 高校への進学に関係なく、年度末時点で18歳までのお子さんは児童手当の支給対象になります。

### Q 多子加算における子どもの数のカウントはどのように行いますか？

A 多子加算は年齢が上のお子さんから順に数えて、3番目のお子さんから手当額が増額するものです。法改正により、経済的な負担のある大学生年代のお子さん（令和6年度では、平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの子ども）まで含めることになりました。

## よくあるご質問について

Q	高校生の子どもが町外の寮で生活していますが、児童手当の対象となりますか？
A	子どもと別居している場合であっても、監護し生計が同一である場合（子どもの面倒をみている）は対象となります。但し、別途申請が必要です。
Q	高校生の子ども（19歳）を養育していますが、児童手当の支給対象になりますか？
A	児童手当の支給対象となるお子さんは、年度末の3月31日時点で18歳までのお子さんとなります。そのため、高校生であっても、年度末までに19歳となるお子さんは児童手当の支給対象外となります。
Q	大学生年代の子どものみを養育していますが、児童手当は対象となりますか？
A	大学生年代の子どもは、3人以上のお子さんを養育している場合に多子加算のカウンターの対象に含まれますが、児童手当の支給対象とはなりません。
Q	大学生4年生の子ども（23歳）を養育していますが、多子加算のカウンターの対象に含まれますか？
A	多子加算のカウンター対象となる大学生年代のお子さんは、年度末での年齢が19歳から22歳のお子さんとなるため、大学生であっても、23歳のお子さんは対象外となります。
Q	大学生の子どもが就職及び婚姻していても、多子加算のカウンターの対象となりますか？
A	就労や婚姻の有無にかかわらず、父母等が生計費等を負担している場合は対象となります。
Q	申請期限を過ぎてしまった場合はどうなりますか？
A	申請期限を過ぎてしまった場合でも、申請書類は出してください。ただし、その場合は児童手当の支給が遅れる可能性があります。また、遅くとも令和7年3月31日までに申請を行ってください。